

大阪市条例第15号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	[同左]
[略]	[同左]
中学校	中学校
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立築港中学</u> 大阪市港区築港 1
[略]	<u>校</u> 丁目
[略]	[同左]
[略]	[同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。